

## 議会基本条例(案)住民説明会での意見、質問について

平成25年8月23日～25日に市内3ヶ所で、議会基本条例(案)の住民説明会を開催しました。

皆様からいただきました貴重なご意見、ご質問は、パブリックコメントで出されたご意見と併せて、条例制定に向けて参考とさせていただきます。

説明会でいただきました主なご意見、ご質問は以下のとおりです。

※文中の、(問)は、説明会に参加された方々からのご質問、(答)は、ご質問に対する説明内容です。

### 1. 市長等との関係について(第8条)

(問) 第8条第4項の江南市議会災害対策本部についてももう少し説明がほしいがどういったものなのか。

(答) 市議会災害対策本部設置要綱に基づき市役所議会事務局内に設置されるもので、本部長を議長、副本部長を副議長、本部員を3常任委員会の委員長で構成する組織です。

### 2. 調査機関及び検討会等の設置について(第12条)

(問) 第12条第1項に「有識者等で構成する調査機関を設置することができる」とあるが、選ばれた有識者によっては意見が偏るのではないかとということが懸念される。有識者とは誰が選任・任命するのか。

(答) 現在は調査機関の設置がなく具体的な説明が難しいですが、議会において客観性・公平性を考慮したうえで選任・任命していくことになります。

### 3. 情報公開及び広報広聴の充実について(第16条)

(問) 最近は市民、特に若い人たちの間での地域や市政への無関心さを感じられる。条例でも述べられているように市民との対話を実行していくこと、またPR活動や議員の姿勢が大切だと感じているがどうか。

(答) 議会としても市政等に関心を持ってもらうことが大切だと感じています。第16条にあるように、市内で議会報告会を開催し市民との対話を深めていこうと考えています。また、第8条で反問権にふれていますが、市と議会が緊張感のある関係を築くことで議員の資質の向上も図られると考えます。

#### **4. 交流及び連携の推進について（第18条）**

(問) 他市町との交流等が定められていますが最近ではどのような交流があったのか。

(答) 平成24年1月25日に実施された岩倉市議会主催の議会改革講演会「地方議員と議会の役割」に議員が参加しています。また、平成23年11月10日には、尾張北部の五市で共同開催した議員研修会の「防災に関する講演会」に、平成22年10月4日には犬山市議会主催の「地方議会の改革と議員活動」に参加しています。

#### **5. 政治倫理等について（第19条）**

(問) 江南市では具体的にどのようなことをしているのか。

(答) 江南市議会議員政治倫理要綱を制定し、平成19年3月1日から施行しています。要綱には行為規範として7つの事項が定められております。また違反をした議員に対し、違反措置として辞職の勧告など必要な措置をとるものとしています。

#### **6. 議員定数について（第20条）**

(問) 段階的に議員定数も減っており現在22名となっているが、常任委員会を掛け持ちされたうえでこういった定数になっているのか。

(答) 常任委員会について、議員はそれぞれ1つの常任委員となるものとしています。定数について、以前は地方自治法で市町村の人口に応じて上限がありましたが、地方自治法の改正で撤廃され、各自治体で定めるものとされました。当市の議員定数は、平成15年の一般選挙で28人、平成19年に24人、そして平成23年に22人となりました。全国規模としては人口5万から10万の市では22.7人、10万から20万の市では27.4人が平均となっており、人口10万前後の江南市は全国平均に近いかと考えます。

## 7. 議員報酬等について（第21条）

（問）江南市特別職報酬等審議会はどのような委員で構成されているのか。

（答）江南市特別職報酬等審議会委員は、市長が任命されるものですが、商工会議所会頭や大学教授をはじめ、市内の有識者などで構成されています。